I 環境憲章・環境方針

I-1　基本理念

琉球大学環境憲章 （平成13年4月24日制定）

人間は、「地球」という生態系の一部として存在している。エコロジーの語源であるギリシャ語のオイコス（oikos）が、「家」を意味するように、地球は、多種多様な生命体の相互存在的な繋がりによって営まれるひとつの共同体である。亜熱帯の琉球弧に位置する沖縄は、ニライカナイ信仰など独特の自然観や世界観によってその豊かな文化を育んできた。地球のエコロジーという観点に立脚して琉球大学は、教育、研究、そして社会貢献の在りようを未来へと発展させていくことを宣言する。

1	**自然との共存** 自然を愛し、自然と共に生きる地球市民としての自覚と誇りをもって行動する。
2	**ひと・対話** 生命と文化の多様性を讃え、他者との対話を知の源泉とする多文化共存の環境をつくる。
3	**教育・学習** 地球社会の未来を担う自主性と想像力、創造力にあふれる人材が育つ教育・学習環境をつくる。
4	**研　究** 地球市民としての知を追究する真のアカデミズムにあふれる研究環境をつくる。
5	**大学の社会的責務** 循環と共生を基調とした持続可能な社会を実現する地域のコミュニティ・モデルとなる。

I-2　具体的行動

琉球大学環境方針 （平成18年10月18日制定）（令和3年10月7日改正）

琉球大学は、「琉球大学環境憲章（平成 13 年 4 月 24 日制定）」において示された基本理念に基づき、持続可能な社会の形成に向け、学生と教職員が一体となって以下の環境行動を推進する。

1	総合大学の強みを生かし、人と自然、社会、そして文化を融合する環境教育に関わるカリキュラムを整備する。
2	生物多様性の保全と持続的な利用のための国際ルールを遵守しつつ、島嶼・亜熱帯地域の自然生態系と人間活動に関する学術研究を推進する。
3	地域社会と連携し、環境に関連する啓発教育、技術の普及等に努める。
4	自然生態系の保全に配慮した美しいキャンパス景観をつくる。
5	環境マネジメントシステムを構築し、教育・訓練を実施して、システムの継続的改善を図る。
6	環境関連法規・規制・協定等を遵守し、大学が環境に与える負荷を減らすとともに、環境問題の発生を予防する。
7	資源の効率的利用（省資源、省エネ、節水、リサイクル等）に努め、脱炭素社会に向けた取組み、水体系の水質保全、廃棄物の排出量削減への取組み、化学物質の使用・廃棄に関する適正管理を行う。
8	環境報告書、公式ホームページ等を通じ、学内外における良好な環境コミュニケーションの形成に取り組む。

琉球大学 学長　喜納　育江